

棟

階

号室

入院のご案内

医療法人SHIODA 塩田病院

〒299-5235

千葉県勝浦市出水1221

TEL:0470-73-1221

FAX:0470-73-1224



塩田病院
ホームページ

1

入院手続きと持ち物のご案内

◎必ずお持ちください

☐ 診察券	○入院保証金について ・入院保証金の用紙をお持ちいただき、正面玄関窓口（8：40～21：00）にて手続きしてください(案内図④)。また、発行しました「お預かり証」は退院精算時に必要となりますので保管をしてください。
☐ 健康保険被保険証	
☐ 印鑑(認印可)	
☐ 入院保証金(3万円) (保険証のない方は6万円)	
☐ 予約入院の方は書類一式	
☐ 服用中のお薬 (外用薬・点眼薬も含む)	
☐ お薬手帳または薬情	

◎該当するものをお持ちください

☐ 限度額適用認定証	○お持ちの場合は受付へご提示ください。
☐ 介護保険被保険者証	
※65歳以上は必須	
☐ 公費を受けられている方は受給者証	

◎入院時必需品

当院では、ご家族の負担軽減、感染予防及び衛生管理の為、CSセット（病衣・タオル類・肌着・靴下・洗面用具など各種）を推奨しております。

プランメニュー	病衣	タオル・バスタオル	肌着・靴下	消耗品各種
Aプラン	○	○	○	○
Bプラン	○	○		○
Cプラン		○		○

上記プランをご利用の方に限り、必要に応じて下記消耗品を提供させていただきます。

☐ コップ	☐ 箱ティッシュ	☐ スリッパ	☐ 歯ブラシ
☐ 歯磨き粉	☐ ヘアブラシ	☐ 入れ歯ケース	☐ 入れ歯洗浄剤
☐ イヤホン	☐ 吸飲み	☐ 綿棒	☐ 食事用エプロン
☐ 保湿剤	☐ おしぼり	☐ マウスウォッシュ	☐ ストロー
☐ 口腔スポンジ	☐ 口腔ジェル		

私物でご対応される方は、必要に応じてご用意下さい。

◎その他

- ・感染状況により、不織布マスクは必ずご用意下さい。
- ・入院期間中の自家用車の駐車は、他の患者様の駐車に支障をきたしますのでご遠慮下さい。
- ・カミソリ等の鋭利な刃物の持ち込みはご遠慮下さい。また電気髭剃りは安全、感染予防の為ご用意ください。

2

入院生活のご案内

1) 起床・消灯

- ・起床時間は6時、消灯時間は21時です。消灯後のテレビ等のご利用はご遠慮ください。

2) 食事

- ・食事時間は、8時頃・12時頃・18時頃です。
- ・治療の必要上、絶食や食事時間を変更をさせていただく場合があります。
- ・入院中の食事は治療の一環となりますので持ち込みはご遠慮ください。但し、病状等により持ち込みを許可する事もあります。この場合は、担当医の許可が必要となりますので必ず病棟スタッフまでご相談ください。
- ・食品アレルギーのある患者様は、入院説明時に病院スタッフまでお申し出下さい。
- ・苦手な食品への対応は、主菜の肉類、魚介類、鶏卵、大豆製品のみとなります。

3) 面会のご案内

- ・患者さまの安静を守り、より良い環境で療養していただくため下記の通り面会時間を定めております。

月曜日 ～ 土曜日	11：00～12：00	14：00～19：00
日曜日 ・ 祝祭日	11：00～19：00	

- ・原則として、面会時間は30分以内としております。
- ・面会の方は「面会記録簿」にご記入ください。
- ・同室の方の迷惑にならないように、小学生以下のお子さまや多人数での面会にご遠慮ください。
- ・病状により面会の制限をさせていただく場合があります。また、患者さまの希望により面会をご遠慮いただく場合もあります。
- ・患者さまへの差し入れは衛生管理上ご遠慮ください。また、お見舞金など金品等は当院ではお預かりすることはできません。
- ・お見舞いによる駐車場のご利用は有料となりますので、パーキングカードをお申込みの方は病棟スタッフへお尋ねください。

4) 外出・外泊

- ・外出、外泊には担当医の許可が必要となります。事前に病棟スタッフに相談していただき、申請書類の手続きをお願いします。許可なく外出、外泊をされた場合は退院していただくこともございます。

5) 家族付添

- ・ご家族さまの付き添いは原則として必要ありません。但し、患者さまやご家族さまが希望する場合は担当医の許可が必要となりますので病棟スタッフにご相談ください。

6) 現金・貴重品

- ・貴重品、私物（眼鏡、補聴器、指輪、時計等）は床頭台のセーフティーボックスをご利用いただき、ご自身で管理をお願いします。
- ・多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。紛失、盗難等が起こった場合は、当院では責任を負いかねます。

7) 非常災害時

- ・入院時、必ず非常口の確認をお願いします。非常災害時には必ず病院スタッフの指示又は誘導に従ってください。

8) 診断書・その他の申請書について

- ・証明書や診断書が必要な方は病棟スタッフへご相談ください。発行は有料となります。

9) お支払いについて

- ・請求書の発行は、毎月10日と25日(土日祝除く)の13時以降に会計窓口にご用意しています。
- ・ご自宅等への請求書の郵送(銀行振込)を希望される場合は、病棟スタッフにお声掛け下さい。
- ・入院中は請求書受け取り後7日以内、退院時は当日会計窓口にてお支払いください。また、クレジットカードもご利用いただけます。
- ・入院期間中は毎月1回保険証の提示をお願いします。
- ・入院費の計算は、健康保険の定めにより午前0時を基点に計算いたします。また、室料差額をご利用の場合は入院当日から退院当日までの費用となります。

10) 退院時の手続きについて

- ・担当医より退院の許可が出ましたら、退院日の連絡を前日までに病棟スタッフにお申し出ください。
- ・請求書は当日、患者さま又はご家族さまにお渡しします。お支払いは、入院保証金の「お預かり証」を持参していただき、会計窓口にて精算してください。

11) その他

- ・携帯電話、スマートフォンをご利用の際は院内ではマナーモードで使用していただき、病室内での通話をご遠慮ください(個室は除く)。
- ・当院敷地内は全面禁煙です(電子タバコ含む)。
- ・担当医から病状の説明を希望される方は、事前にお申し出ください。
- ・病状、治療上の都合により病棟や病室の移動をお願いすることがあります。
- ・入院患者さまの事故防止、本人確認のためネームバンドの装着をお願いしています。
- ・入院中(外出、外泊を含む)の飲酒は禁止です。
- ・はさみカッター等の鋭利な物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・無断で離院された場合、行方不明の対処として捜索願を出すこともありますのでご注意ください。
- ・他の患者さまや職員への迷惑行為、暴言、暴力行為等があった場合は、退院していただくこともあります。
- ・職員へのお心づけはご遠慮ください。

3

病院内設備のご案内

1) 公衆電話

[利用時間 7:00~21:00]

- ・ 外来、A棟2階、B棟3階、B棟4階、C棟2階に設置されています。テレホンカードは売店にて購入できます。
- ・ 外来エリアはフリーWi-Fiの利用が可能です。

2) テレビ・電気製品

- ・ テレビは病室に設置しています。ご利用には契約が必要です。
テレビ代 1日 385円(税込み)、月額上限10,000円となります。
- ・ テレビご利用時、大部屋の際は必ずイヤホンを使用して視聴してください。PC、DVD、ラジオなどの音がする機器の利用時もイヤホンを使用してください。
- ・ 原則として、消灯時間内(21時から6時)でのテレビ、電話、PC等のご利用は他の患者様のご迷惑になりますのでご遠慮ください。
- ・ 保清に必要なドライヤーは病棟に準備があります。病棟スタッフにお声かけください。電気髭剃りは感染予防のため個人でご用意ください。
- ・ 電気製品を持ち込まれる場合、加熱や火災の危険性がある機器、または臭いのする機器の持ち込みは原則として使用禁止です(電気毛布、アロマポット、加湿器など)。また、持ち込まれた製品の紛失、盗難、破損等は当院では一切の責任を負いかねます。自己管理の上、ご使用ください。
- ・ 設置されているコンセントは医療のための電源です。電力確保にご協力ください。

3) 冷蔵庫

- ・ 大部屋で冷蔵庫を使用される際は、氏名を明記するなどしていただき患者さまご自身での管理をお願いします。
- ・ 食品の衛生管理上、開封済みのものをいれないようお願いします。

4) 洗濯

[利用時間 11:00~20:00]

- ・ 乾燥機付き洗濯機はB棟5階に設置してあります。
洗濯 1回300円 ・ 乾燥 1回30分100円

5) 売店(案内図㊸)

[営業時間 8:40~16:00]

- ・ 日曜日、祝日は休業させていただきます。
- ・ 年末年始及び、長期連休の営業時間は随時ご確認下さい。

6) 理容

- ・ ご希望の方は、病棟スタッフにお声かけください。

7) 弁償

- ・ 院内設備、備品には傷をつけないようにしてください。万が一、破損や紛失された場合は実費にて弁償させていただきます。

4

個人情報について

※当院では、患者様の個人情報を下記掲載の目的で利用させていただくことがございます。

これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様からの同意を頂くことにしております。

- ・ 事故防止、患者様の安全を守るために病室の入り口の名札、ベッド、薬剤、各種検体にお名前の提示をさせていただいております。
- ・ 電話及び面会での入院患者様のお問い合わせにはお答えできません。
- ・ 院内スタッフが、患者様の確認のためにお名前を声に出したり、患者様に名乗って頂くことがあります。
- ・ 病状説明に関しても、電話でのお問い合わせはご家族の方であっても原則お断りさせて頂いております。
- ・ ご不明な点やお気づきの点は、窓口まで気軽にお申し出下さい。

5

医療介護のご相談

- ・ 入院による様々な生活上の不安や心配など（医療費の支払い、介護保険サービスの手続き、退院後の生活、施設入所や転院先等）に対し医療ソーシャルワーカーが相談をお受けします。
- ・ 患者さま、ご家族さまに対し満足していただける対応をとるため、事前に予約されることをお勧めします。

塩田病院 医療福祉相談室

電話番号：0470-73-1221

相談時間：月曜日～金曜日 8：40～17：00

土曜日 8：40～12：00

※ご予約の際は上記の時間内にご連絡ください。

6

『 限度額認定証 』 のご案内

≪ 限度額認定証とは ≫

入院の医療費が高額になる場合、一度医療機関に全額をお支払いいただき、後日保険者へ高額医療費申請することで、自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けられます。しかし、事前に「限度額適用認定証」の申請をしていただき、交付された証書を医療機関へご提示いただく事により、病院への医療費支払いは自己負担限度額までで済むようになります。

※基本的に、認定された月から有効となります。月が変わってから当院へ提示された場合、利用出来ない場合がありますので、交付を受けられましたら早急にご提示下さい。

※「限度額認定証」を利用しない場合は、高額療養費制度の利用が可能です。各保険証によって異なりますのでご加入の保険者または、勤務先の保険担当の方にお問い合わせください。

≪ 申請について ≫

・資格の有無・区分等は世帯所得により保険者が決定するため当院では分かりかねます。ご自身で、加入している保険者へ申請またはお問い合わせください。

国民健康保険、後期高齢加入の方 → 市町村役場

社会保険加入の方 → 加入されている保険者（勤務先の保険担当の方にお問い合わせ下さい）

・マイナンバーカード（保険証紐付けされている方）をお持ちの方は、当院受付窓口で端末を利用し、限度額認定の情報提供が可能です。詳しくは受付窓口へお問い合わせください。

・限度額認定証を利用しない場合は、お支払い済の領収証にて高額医療費として差額の返金を受けることができる場合がございます。詳しくは各保険者へご相談ください。

1) 【70歳未満の方の場合】（65歳以上で後期高齢受給者証の方を除く）

区分	医療費自己負担限度額(月額)	対象者
ア	252,600円+(医療費－842,000)×1% 食事療養費 1食 460円	社保：標準報酬月額83万以上 国保：旧ただし書き所得901万円超
イ	167,400円+(医療費－558,000)×1% 食事療養費 1食 460円	社保：標準報酬月額53～79万 国保：旧ただし書き所得600～901万円
ウ	80,100円+(医療費－267,000)×1% 食事療養費 1食 460円	社保：標準報酬月額28～50万 国保：旧ただし書き所得210～600万円
エ	57,600円 食事療養費 1食 460円	社保：標準報酬月額26万以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下
オ	35,400円 食事療養費 1食 210円	住民税非課税者

〔2022.10月現在〕

2) 【70歳以上の方・後期高齢受給者証をお持ちの方の場合】

①一般世帯の場合（1割負担又は2割負担の方）

特別な手続きはいりません。保険証又は高齢受給者証を提示してください。

区分	適応区分	医療費自己負担限度額 (月額)	食事療養費 (1食)
一般 世帯	年収156万円～約370万円 標報26万円以下/課税所得145万円未満	57,600円	460円

②現役並み所得世帯の場合（3割負担の方）

ご自身で申請し、ご提示していただく事で医療費自己負担額（月額）の上限が世帯所得に応じて3区分に設定されます。未申請の方、未提示の方の場合は「現Ⅲ」が適用されます。

区分	適応区分	医療費自己負担限度額 (月額)	食事療養費 (1食)
現Ⅲ	年収1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円)×1%	460円
現Ⅱ	年収770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費－558,000円)×1%	
現Ⅰ	年収370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費－267,000円)×1%	

③負担割合1割または2割の方・住民税非課税世帯の方

ご自身で申請し、ご提示していただく事で医療費自己負担限度額（月額）及び食事療養費が世帯所得に応じて2区分に分かれ減額されます。

	医療費自己負担限度額(月額)	食事療養費(1食)
低Ⅱ	24,600円	210円
低Ⅰ	15,000円	100円

〔2022.10月現在〕

3) 入院費とは

入院費は、「医療費」の他に「食費」「室料」「オムツ代」「TV代」等が別途発生致します。

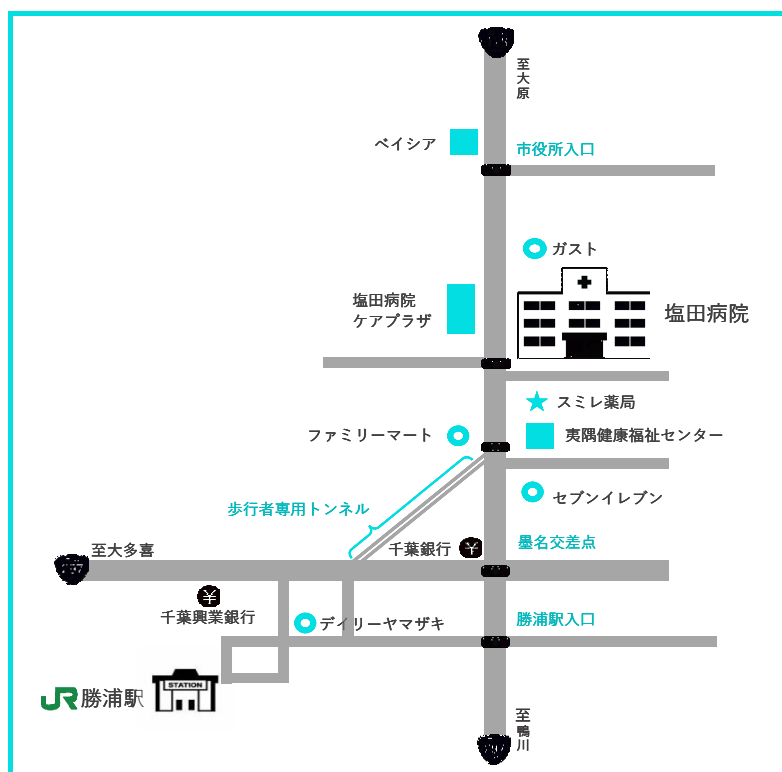
入院費 ＝ 医療費 ＋ 食費 ＋ 自費（室料代、おむつ代、テレビ代、診断書代等）

※病衣やタオル等のリース契約をされた場合、別途リース会社よりご請求があります。

※その他、お支払いに際してご相談等がございましたら、ご連絡下さい。

医療法人SHIODA 塩田病院 医事課入院係

◎当院交通・アクセス



○医療法人 SHIODA 塩田病院

〒299-5235 千葉県勝浦市出水1221

TEL：0470-73-1221

FAX：0470-73-1224

- ・電車でのご来院
JR東日本 外房線『勝浦駅』徒歩10分
東京駅より特急にて90分

- ・車でのご来院
国道128号線沿い
近隣施設：スマイル薬局
夷隅健康福祉センター
ガスト、ベイシア